

**法人税 R4 障害対応版 (Ver.14.34) の発行**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。法人税R4 (Ver.14.33) で確認されました問題、および対応版プログラム (Ver.14.34) の発行につきまして、下記のとおりご連絡いたします。ご多忙中誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認くださいようお願いいたします。

敬具

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行プログラム    | 3. 発生障害の対応内容 |
| 2. プログラムの提供方法 | 4. 機能改善の対応内容 |

**1. 発行プログラム**

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4	Ver.14.34	Ver.14.30/14.30.e7/14.30.e8/Ver.14.31/14.31.e7/14.31.e8/ Ver.14.32/14.32.e7/14.32.e8/Ver.14.33/14.33.e7/14.33.e8

**2. プログラムの提供方法**

E i ボードダウンロードマネージャー、およびマイページからダウンロードでご提供いたします。

■E i ボードダウンロードマネージャー/マイページの公開：2015 年 3 月 23 日 (月)

**3. 発生障害の対応内容**

次の問題に対応しました。

**3-1. 医療法人の場合、繰越処理で予定申告データに事業税額などが繰り越される**

**現象：**医療法人（特定の医療法人も含む）で、確定申告データから繰越処理により予定申告データを作成したとき、予定申告が不要である事業税額、および地方法人特別税額が第七号様式に繰り越される。

**バージョンアップ後の確認事項：**既に更新済みの予定申告データは、第七号様式を見直してください。

**3-2. 事業所設定：電子申告ファイル出力画面の法人市町村民税のタブに、八丈町や三宅町が表示されない**

**現象：**事業所設定で、東京都の「八丈島八丈町」または「三宅島三宅村」の市町村名を選択した場合、電子申告ファイル出力画面の法人市町村民税のタブに、八丈町や三宅村が表示されない。

**バージョンアップ後の留意事項（「八丈島八丈町」「三宅島三宅村」に事業所がある場合）：**既に東京都の「八丈島八丈町」または「三宅島三宅村」に事業所がある法人データでは、電子申告を行わない場合でも、バージョンアップ後に、事業所設定を開き、<登録>をクリックすると、「八丈島八丈町」および「三宅島三宅村」が提出先の第二十号様式（予定申告データの場合は第二十号の三様式）、および市町村民税納付書の入力内容は初期化されます（バージョンアップ後の最初の 1 回だけです）。

お手数ですが、提出先が「八丈島八丈町」および「三宅島三宅村」の第二十号様式等につきましては、事前に出力をいただき、初期化後に再度入力をお願いします。

**3-3. 第六号様式：分割法人から非分割法人に切り替わった場合でも、(7)に金額が表示される**

**現象：**事業所設定で登録されている事業所を削除して、分割法人から非分割法人に切り替わった場合でも、第六号様式の「(7)2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」に金額が表示される（(7)の値がクリアされない）。

なお、その場合でも第六号様式自体の分割法人、非分割法人の判定、および税額計算については問題ありません。

**4. 機能改善の対応内容****4-1. 別表二：法人名出力文字サイズの改善**

別表二の右上の法人名の出力で、文字サイズの制御方法を別表四とあわせ、会社名が長い場合など別表四と同じ文字サイズで出力するよう改善しました。

以上、よろしく願いいたします。